

県庁舎等の総合的建物管理業務委託に係る総合評価
一般競争入札審査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 埼玉県が発注する県庁舎等の総合的建物管理業務委託（以下「業務委託」という。）に関し、地方自治法施行令第167条の10の2第1項の規定に基づき、価格に加え価格以外の要素（清掃業務に係る要素及び受託者の社会貢献度等の要素とする。）も総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）における提案等を審査するため委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の所掌事務)

第2条 委員会は、業務委託における総合評価落札方式に関する次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 落札者決定基準（評価の方法や落札者の決定方法）について審議し、意見を述べること。
- 二 落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに、改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を述べること。
- 三 二において改めて意見を聴く必要があるときに、落札者の決定について意見を述べること。
- 四 その他必要と認める事項について審議し、意見を述べること。

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員会は、別表1の委員をもって構成する。

- 2 委員長は、埼玉県総務部管財課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、当該年度における総合評価落札方式による業務委託の落札者決定の日までとする。

- 2 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。
- 3 委員は、代理人をたてることができる。ただし、外部委員にあつては、委員長が認める場合に限る。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長はその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、委員長が急施を要すると認めるときその他やむを得ない理由があると認めるときは、委員への回議をもって開催に代えることができる。

(委員の除斥)

第6条 委員は第2条第三号の事務のうち、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(便宜供与の禁止)

第7条 委員は、総合評価落札方式に係る提案に参加している者（参加を予定している者を含む。）に対し、便宜を供与してはならない。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、委員の職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、総務部管財課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月25日から施行する。

別表1（第3条関係）

委員会委員

区 分	対 象
外部委員	学識経験者 2名
行 政	埼玉県総務部管財課長 埼玉県総務部入札課長 埼玉県県土整備部建設管理課長 埼玉県企業局財務課長 埼玉県病院局経営管理課長 埼玉県下水道局下水道管理課長 埼玉県教育局教育総務部財務課長 埼玉県警察本部総務部財務局施設課長